

地域福祉権利擁護事業の機能拡充を検討

去る2月28日、3月1日に全国社会福祉協議会において「地域福祉権利擁護事業全国研究セミナー」が開催されました。新潟県からは、12人の生活支援員が参加されました。

全社協・和田事務局次長の基調説明の中で、地域福祉権利擁護事業の機能拡充について、現在以下のとおりの検討が進められている旨の説明がありました。

1 対象者の拡大

日常生活に不安のある方も対象とします

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者でなくても、日常生活に必要な理解、判断、意思表示等を一人で行うことに不安のある人が本事業の援助を必要としていることが指摘されていました。このような方も本事業の対象となるよう明確化されます。

2 支援内容の拡大

① 福祉サービスの利用支援だけでなく、日常生活全般を支えることのできる制度になります

福祉サービス利用支援以外にも、利用者が日常生活を送る上で必要な支援を本事業で行えるように機能を充実させます。

② 在宅生活者だけでなく、入院患者、施設入所者も利用できるようになります

入院患者、施設入所者も利用できる制度として明確化されます。なお、新潟県では、すでに入院患者、施設入所者も対象としています。

③ 成年後見制度の利用を支援します

本事業の利用者には、成年後見制度の利用が必要となる方が多いため、成年後見制度が必要な場合に、利用の支援を行えるようにします。

機能拡充については、来年度なるべく早い時期から実施できるよう、厚生労働省、全社協において準備が進められており、動向や具体的な考え方・内容を今後も本紙等を通じて生活支援員の皆様に情報提供していきます。

利用者の理解と援助の視点

全国社会福祉協議会が発行する『NORMA（ノーマ）社協情報』1月号の特集《精神障害者の地域生活支援と社会福祉協議会～「ふだんの暮らし」を支えるしくみを地域に広げる～》において、上越市社協の取組みが評価され、利用者への援助事例が掲載されましたので紹介します。

地域福祉権利擁護事業による金銭管理を通じて自立を支援する

〈事例1〉新潟県X市社会福祉協議会（基幹的社協 上越市社協）

金銭管理がうまく行かず家族関係も悪化していたAさん（30歳代、男性）

母親名義の一軒家に住み、現在は授産施設に通いながら年金と生活保護受給で暮らしている。20歳前後から精神科に通院している。母親、弟はいるが、Aさんが発病した頃より関係が悪くなり別居している。就職するが病状の悪化等により長続きしない。お金が入ってもすぐに使ってしまうといった状況で、お金が無くなると母や弟のところへ借りに行き家族関係も悪化、経済的にも困窮していた。Aさんに関わっていた保健所の精神保健福祉相談員から本事業の利用ができないかと相談があり、専門員が訪問したところ、Aさん自身も自分で金銭管理をすることに不安を感じていたように、契約によりサービスが開始された。サービス内容としては、生活費をどう使うかといった金銭面の相談や日常生活に関する相談、預貯金の払戻し、日用品の代金の支払い等で、生活支援員が週1回1時間半程度訪問して援助している。最初は訪問した翌日にはお金が無くなったということもあったが、契約前3ヶ月じっくり対応する事で契約後は徐々に慣れてきた。

●本人も参加して地域ケア会議を開催
当初は自分のお金を好きに使えないという感覚を持っていたようだが、精神保健福祉相談員からも繰り返し、一緒に使い方を考えているということを説明してもらった。また、専門員とAさんで話しあい、毎週Aさんが次の週に使いたいお金の金額と内容（食費や町内会費、授産施設の会費など）をノートに書いてもらうことにし、それを見て次回訪問時の払戻し額を生活支援員と話し合っていて決めている。週1回訪問し、確認する事で1ヶ月の生活費の概算ができるようになってきており、最近では、就職に向けてパソコン講習に通いたい、授産施設のレクリエーションに参加したいといった希望も出されるようになり、自立への気持ちが高まっている事が感じられる。Aさんには、地域福祉権利擁護事業の他に授産施設の指導員や保健所の精神保健福祉相談員、主治医、生活保護担当者などが関わっており、最近、これらの関係者が集まり、本人も参加して地域ケア会議が開催された。ケア会議はAさんの希望を聞くことを中心にすすめ、Aさんからは就労してもっとお金を使えるようになりたい、別居している母親との関係を作りたいなどの希望が出された。本人の強い希望である就労については、すぐにはかなわないものの、授産施設と精神保健福祉相談員が中心になって引き続き就労に向けて支援していく事となった。Aさんからは、就職しても地域福祉権利擁護事業は利用していきたいとの発言もあり、今後も関係者と連携しながら関わりを続けていくことにしている。

〈事例2〉大阪府Y市社会福祉協議会（基幹的社協 茨木市社協）

事業を利用することで外部との関係が開かれたBさん（40歳代、男性）

Bさんは高齢の母親と二人住まいで、母親の年金と自分の障害基礎年金で暮らしている。20代の頃から引きこもりがはじまり、それ以降は通院以外で一人で外出する事はなく、第3者とのコミュニケーションは家族が代弁者となっていた。現在月1回通院して自分で服薬管理もできている。親が身の回りのすべてを代行していた。母親が高齢になって今までのことを振り返り、母親も高齢になって今までの生活が大変になってきた。最初は社会福祉協議会の相談窓口で母親と姉が何回か訪ねてこられ、成年後見制度や財産分配の仕方について相談をされていた。その時点で地域福祉権利擁護事業についても説明をしたが、本人はほとんど人と会ったり話をする事ができない状態、本人との契約は難しいという家族の判断で契約にはいたらなかった。●母親の負担をきつかけに支援を開始
専門員は、保健所にも連絡し担当相談員と事例を共有化するとともに病院のケースワーカーとも連絡をとりながら見守りを続けていたところ、3ヶ月ほど経った頃、母親が転倒して足を負傷し、外出できなくなったため、銀行の手続きなどができない状態になった。保健所の相談員から連絡を受けて村協から訪問し、事業の説明を行ったところ、契約に同意がかりサービスを開始することとなった。本人は面接場面ではほとんど話さず、母

親と話をしたかたちになったが、母親の話を聞いた後で本人にすべて確認してあくまで話の中心は本人である事を分かってもらえようとした。現在は、月に1回銀行で生活支援員と待ち合わせをしてBさんがキャッシュカードで払戻しをする際に同行している。Bさんは、機械の操作はできるが手順を間違えたりちよつとしたトラブルになった時に周りに声がかかれなくて一人で困ってしまうところがあり、生活支援員は少し離れたところで待っているようにしている。また、月に1回は生活支援員が自宅にも訪問して生活の様子を確認している。はじめは自分から話しかけてくることも少なかったが、現在は生活支援員が訪問すると自分でも玄関の扉を開けて中にいれてくれるようになり、会話が続くようになった。母親が負傷して大勢の人との関わりがうまれた事で、主体的に生活していくという自覚が出てきたように感じられる。将来的にはなんでも自分で出来るようになりたいという発言もあり、従来から関わってきた保健所の相談員を驚かせている。Bさんは、いずれは一人暮らしになっても地域で暮らしたい、そのためには作業所にも通いたいという気持ちを持っているので、家事や銀行での手続きなど、少しずつ自費をつけながらBさん自身が出来ることを増やしていけるよう支援している。

地域福祉権利擁護事業 生活支援員登録者数等一覧

平成14年2月28日現在

〔新発田市社協管内〕

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
1	新発田市	3	2	67%
2	村上市	3	1	33%
3	豊栄市	2	2	100%
市計		8	5	63%
北蒲原郡				
4	安田町	2	-	0%
5	京ヶ瀬村	2	-	0%
6	水原町	2	-	0%
7	世神村	3	-	0%
8	豊浦町	2	-	0%
9	里籠町	2	-	0%
10	加治川村	2	-	0%
11	紫雲寺町	4	1	25%
12	中条町	3	-	0%
13	黒川村	2	-	0%
北蒲原郡計		24	1	4%
岩船郡				
14	関川村	3	-	0%
15	荒川町	3	-	0%
16	神林村	2	-	0%
17	朝日村	2	-	0%
18	山北町	3	-	0%
19	栗島浦村	3	-	0%
岩船郡計		16	-	0%
新発田エリア合計		48	6	13%

〔新潟市社協管内〕

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
20	新潟市	17	10	59%
21	新潟市	4	1	25%
22	五泉市	3	1	33%
23	両津市	2	-	0%
24	白根市	2	1	50%
市計		28	13	46%
中蒲原郡				
25	小須戸町	2	-	0%
26	村松町	2	-	0%
27	横越町	1	-	0%
28	亀田町	2	1	50%
中蒲原郡計		7	1	14%
東蒲原郡				
29	津川町	2	-	0%
30	鹿瀬町	2	-	0%
31	上川村	2	1	50%
32	三川村	2	-	0%
東蒲原郡計		8	1	13%
佐渡郡				
33	相川町	2	1	50%
34	佐和田町	4	1	25%
35	金井町	2	-	0%
36	新穂村	2	-	0%
37	畑野町	3	1	33%
38	真野町	3	-	0%
39	小木町	2	-	0%
40	羽茂町	2	-	0%
41	赤泊村	2	-	0%
佐渡郡計		22	3	14%
新潟エリア合計		65	18	28%

〔三条市社協管内〕

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
42	三条市	4	3	75%
43	加茂市	3	-	0%
44	見附市	3	-	0%
45	燕市	3	1	33%
市計		13	4	31%
西蒲原郡				
46	岩室村	2	-	0%
47	弥彦村	3	3	100%
48	分水町	2	1	50%
49	吉田町	4	1	25%
50	巻町	2	-	0%
51	西川町	8	-	0%
52	味方村	2	-	0%
53	湯東村	2	-	0%
54	月潟村	2	-	0%
55	中之口村	2	-	0%
西蒲原郡計		29	5	17%
南蒲原郡				
56	田上町	5	-	0%
57	下田村	3	-	0%
58	柴町	2	-	0%
59	中之島町	2	-	0%
南蒲原郡計		12	-	0%
三条エリア合計		54	9	17%

〔長岡市社協管内〕

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
60	長岡市	10	7	70%
61	柏崎市	2	1	50%
62	小千谷市	2	-	0%
63	十日町市	3	2	67%
64	橋尾市	4	2	50%
市計		21	12	57%
三古				
65	越路町	4	1	25%
66	三島町	2	-	0%
67	与板町	2	-	0%
68	和島村	2	-	0%
69	出雲崎町	2	-	0%
70	寺泊町	2	-	0%
71	山古志村	2	-	0%
三古計		16	1	6%
北魚沼郡				
72	川口町	2	-	0%
73	堀之内町	2	-	0%
74	小出町	4	2	50%
75	湯之谷村	2	-	0%
76	広神村	2	2	100%
77	守門村	2	-	0%
78	入広瀬村	2	-	0%
北魚沼郡計		16	4	25%
南魚沼郡				
79	湯沢町	2	-	0%
80	塩沢町	3	-	0%
81	六日町	1	-	0%
82	大和町	4	-	0%
南魚沼郡計		10	-	0%

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
中魚沼郡				
83	川西町	2	-	0%
84	津南町	2	1	50%
85	中里村	2	-	0%
中魚沼郡計		6	1	17%
刈羽郡				
86	高柳町	2	-	0%
87	小国町	2	-	0%
88	刈羽村	2	-	0%
89	西山町	2	-	0%
刈羽郡計		8	-	0%
長岡エリア合計		77	18	23%

〔上越市社協管内〕

	市町村名	登録者数	内実働者数	実働率
90	上越市	9	6	67%
91	糸魚川市	3	2	67%
92	新井市	4	-	0%
市計		16	8	50%
東頸城郡				
93	安塚町	2	-	0%
94	津川原村	2	-	0%
95	松代町	2	-	0%
96	松之山町	2	-	0%
97	大島村	2	-	0%
98	牧村	2	-	0%
東頸城郡計		12	-	0%
中頸城郡				
99	柿崎町	6	1	17%
100	大潟町	2	-	0%
101	頸城村	2	-	0%
102	吉川町	2	-	0%
103	妙高高原町	2	-	0%
104	中郷村	2	-	0%
105	妙高村	2	-	0%
106	板倉町	7	-	0%
107	清里村	2	-	0%
108	三和村	3	-	0%
中頸城郡計		30	1	3%
西頸城郡				
109	名立町	2	-	0%
110	能生町	1	-	0%
111	青海町	2	-	0%
西頸城郡計		5	-	0%
上越エリア合計		63	9	14%

新潟県内総合計	307	60	20%
---------	-----	----	-----



※一人で複数の利用者を担当している生活支援員もいます。

新潟県地域福祉権利擁護事業 利用状況

(平成11年10月1日～平成14年2月末日)

※基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
新発田市	3	3		6	小 木 町				0	広 神 村		1	1	2
村 上 市		2		2	羽 茂 町				0	守 門 村				0
豊 栄 市		5	1	6	赤 泊 村				0	入広瀬村				0
安 田 町				0	計	6	23	15	44	湯 沢 町			1	1
京ヶ瀬村				0	三 条 市	7	4	4	15	塩 沢 町	1			1
水 原 町	1		1	2	加 茂 市				0	六 日 町				0
笹 神 村			2	2	見 附 市		1	1	2	大 和 町	1			1
豊 浦 町				0	燕 市		1	1	2	川 西 町				0
聖 籠 町				0	岩 室 村				0	津 南 町	1	1		2
加治川村				0	弥 彦 村	1	4		5	中 里 村	1			1
紫雲寺町		1		1	分 水 町		2	1	3	高 柳 町				0
中 条 町				0	吉 田 町	2	2	1	5	小 国 町			1	1
果 川 村				0	巻 町				0	刈 羽 村				0
関 川 村				0	西 川 町			1	1	西 山 町				0
荒 川 村				0	味 方 村			1	1	計	12	27	19	58
神 林 村			1	1	潟 東 村				0	上 越 市	1	9	20	30
朝 日 村	1			1	月 潟 村				0	糸魚川市	2	1		3
山 北 町				0	中 之 口 村				0	新 井 市				0
粟島浦村				0	田 上 町				0	安 塚 町				0
計	5	11	5	21	下 田 村				0	浦川原村				0
新 潟 市	4	14	7	25	栄 町				0	松 代 町				0
新 津 市		1	3	4	中 之 島 町				0	松 之 山 町				0
五 泉 市	1	2		3	計	10	14	10	34	大 島 村				0
両 津 市	1		1	2	長 岡 市	2	12	8	22	牧 村				0
白 根 市		1		1	柏 崎 市		1	4	5	柿 崎 町		1	1	2
小須戸町			1	1	小千谷市	1			1	大 潟 町	3			3
村 松 町				0	十日町市	5	2	1	8	頸 城 村				0
横 越 町				0	栃 尾 市		2		2	吉 川 町				0
亀 田 町		1	2	3	越 路 町		2		2	妙高高原町				0
津 川 町				0	三 島 町				0	中 郷 村				0
鹿 瀬 町				0	与 板 町				0	妙 高 村				0
上 川 村		1		1	和 島 村				0	板 倉 町				0
三 川 村				0	出雲崎町			1	1	清 里 村				0
相 川 町		1		1	寺 泊 町				0	三 和 村				0
佐和田町		1		1	山古志村				0	名 立 町				0
金 井 町				0	川 口 町				0	能 生 町				0
新 穂 村				0	堀之内町				0	青 海 町				0
畑 野 町		1	1	2	小 出 町		6	1	7	計	6	11	21	38
真 野 町				0	湯之谷村			1	1	合 計	39	86	70	195

相談継続…契約に向け専門員が対応している人数。

契約締結…契約を締結した人数。

相談終了…契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。